

下野市情報公開・個人情報保護審査会 議事録（公表用）

審議会等名 令和4年度 第1回下野市情報公開・個人情報保護審査会
日 時 令和4年12月2日（金） 午後2時から午後4時25分まで
会 場 下野市役所 2階 庁議室
出席者 太田委員、渡邊委員、津野田委員、鈴木委員
【欠席委員】小堀委員
市側出席者 （事務局）総務人事課：荻原課長、平野課長補佐、興主査
（実施機関）なし
審査請求人 なし
公開・非公開の別（非公開）
傍聴者 なし
報道機関 なし
議事録（概要）作成年月日 令和5年1月16日

【協議事項等】

1 開 会

- ・ 下野市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席があり必要な定足数を満たしていることを確認した。

2 委員長あいさつ

- ・ みなさんご苦労様です。今回は個人情報開示請求に関する諮問、個人情報保護法の改正に伴う条例の制定改廃について議論をしていきます。いずれも困難な案件であると認識していますが、スムーズに進められるようよろしくお願いします。

3 議 題

(1) 条例の制定改廃について

ア 事務局より、資料に基づき概要及び審査会の意見を聴く根拠規定を説明した。

委員長 説明のあった各条例案について、おそらく内容に問題はないと思っていますが、審査会としてもしっかり確認したいと思いますので、結論を出すのは次回にさせていただきたいと思います。

情報公開や個人情報の保護に関する制度は、そもそも国はあまり積極的に整備してきませんでした。むしろ自治体が制定した条例が先行して全国的に広がり、今の段階になって、自治体の規律は国が制定する個人情報保護法に統一する、一律にやるとなったのが実態です。

理解しておかなければならないのは、私たちが以前に議論した情報公開制度は、国民・住民の知る権利にこたえるものです。私たちは国や自治体における主権者です。国の政治がどのように行われるのか、そういう実態を把握できなければ、主権者としての権利を行使できないことになります。そういったことから、私たち国民は、国に関する情報を知る権利があります。地方公

共同体に対しても同じです。

また、私たちは情報を得ることによって成長することができます。社会のあらゆる情報を知ること、考えること、議論をすることで私たち自身の成長につながる、だから情報公開が必要なのだということになります。

一方で、個人情報の保護は、プライバシーの権利に端を発します。憲法13条には、個人の尊厳、幸福追求権が規定されており、私たちにはそういった権利が保障されています。

しかし、社会の状況は変わってきており、社会保障制度を成り立たせるために、様々な情報を提供しなければならなくなってきました。自分の情報は自分でコントロールする、自己情報コントロール権というものがないと、プライバシーが守られないように変わってきた、これが個人情報保護の根幹にあるわけです。

個人情報保護の段階として、個人情報を収集する段階、保管する段階、利用する段階、第三者に提供する段階があって、保管をする上では開示請求、訂正請求、利用停止請求をする権利があり、こういったことが条例に定められていましたが、それを国の法律に一元化するというわけです。率直に言えば、個人情報保護制度の取扱いが自治体ごとにバラバラだと使いづらいという考えが国にはあります。

私たち国民としては他人に自分の情報をあまり知られたくない側面がありますが、一方で、社会の要請として、もう少し情報を利用しやすくしたいという考えがあります。そういったことから、今回の法律への一元化がなされるわけです。

しかしながら、この考え方には批判の声もあります。具体的に法律の内容を見ていくと、条例で原則禁止としているオンライン結合を禁止する規定はありません。個人情報保護委員会の見解によれば、条例にオンライン結合を禁止する規定を設けることは認められません。こういったことは本来、自治体ごとに考えるべきではないかと思えます。

また、審査会や審議会への諮問事項についても、改正法では「特に必要があるとき」に諮問をするものとするとして、ある種限定的にしています。この点について個人情報保護委員会は、条例において「重要な事項について諮問する」というような、一般的・抽象的な規定を設けることは認めないとしています。

今まで自治体が整備してきた条例を法律に一元化して、情報を守るというより使いやすくするというのはおかしいのでは、という考え方があることも我々は認識しておくべきだと思います。

改正法に全く問題がないわけではないということ、個人情報保護委員会の見解は尊重しなければならないことを理解した上で、自治体が決められること、決められないことについて、みなさんにはご検討いただきたいと考えています。

今の時点で何か議論があればお願いします。

委員 国の決定だから条例の制定改廃はやらなければならないのでしょうか。反発

することはできないのでしょうか。

委員長 制定改廃はやむを得ないことだと思いますが、あまり形式的に決定を出すのもいかなものかと思っています。少なくとも私たちは、内容をしっかり理解して結論を出したいと考えています。

このあと議論をする令和4年度諮問第1号に関連しますが、私たちがこの諮問の答申を出すとき、実施機関が答申を尊重して裁決を出すとき、再度開示決定等をするとき、改正法が施行になっている可能性があります。しかしながら、当初の実施機関の決定や、審査請求は条例に基づいてなされているので、改正法が施行されていても条例に基づいて判断するものと事務局から伺っています。

いずれにしても条例案の上程は3月議会とのことなので、次回結論を出すということによろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 本日欠席の委員もいらっしゃいますし、資料が複数配布されておりますので、各自ご覧いただいてご検討いただきたいと思います。

委員 議論の結果については、議会にどのように報告するのでしょうか。

委員長 議会に諮るに当たって、実施機関として条例案の検討はある程度されていると思います。その中で気になる部分があれば審査会として意見を述べておいて、こういう意見があったよと提案説明の中に盛り込まれることになるのではないかと思います。

事務局 いただいた意見にどのように対応したかも含めて、議会に説明することになるかと思います。

委員長 法律が基になるのでそれに反することはできませんが、単に形式的に議論をするのではなく、法改正に対する反対意見があることも理解した上で議論をしていきたいと考えています。

(2) 令和4年度諮問第1号について

ア 諮問内容の確認

- ① 事務局より、諮問内容の整理として、審査請求の経過、実施機関の決定、審査請求人の主張の要旨、実施機関の弁明等について説明した。

イ 審議

- ① 諮問内容について審議が行われた。
- ② 次回審査会において、審査請求人から説明又は意見を聴くことを求めることとした。
- ③ 継続審査とした。

(3) その他

次回審査会の日程等について

- ① 回りの開催は、令和5年1月16日（月） 午後2時からとした。